

令和4年度第2回
監査結果報告書

財政援助団体監査

阪急バス株式会社

出資団体監査

西宮市土地開発公社

指定管理者監査

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団

令和4年11月21日

西宮市監査委員

西宮市長 石 井 登志郎 様
西宮市議会議長 坂 上 明 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和4年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和4年11月21日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦
西宮市監査委員 佐 竹 令 次
西宮市監査委員 板 戸 史 朗
西宮市監査委員 八 木 米太朗

目 次

財政援助団体監査結果報告（阪急バス株式会社）

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間及び方法等	1
第3 監査の結果	1
1 助成対象事業の概要	1
2 助成金の概要	5
3 事務処理等の状況	7
第4 要改善事項	9
1 所管部局	9
第5 監査委員の意見	10

出資団体監査結果報告（西宮市土地開発公社）

第1 監査の対象	12
第2 監査の期間及び方法等	12
第3 監査の結果	12
1 公社の概要	12
2 事業の実施状況	13
3 財務状況	15
4 事務処理等の状況	19
第4 要改善事項	22
1 諸規程の整備と遵守	22
2 適正な支出事務	22
3 適正な契約事務	22
4 備品等の適正な管理	23
第5 監査委員の意見	23

指定管理者監査結果報告（社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団）

第1 監査の対象	24
第2 監査の期間及び方法等	24
第3 監査の結果	24
1 指定管理の概要	24
2 業務の改善	26
3 業務の実施状況	26

第4 要改善事項	29
1 指定管理者	29
2 所管部局	29
第5 監査委員の意見	30
1 指定管理者	30
2 所管部局	31

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「－」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

財政援助団体監査結果報告

(阪急バス株式会社)

第1 監査の対象

阪急バス株式会社(以下「阪急バス」という。)が、西宮市バス事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の助成金に係る出納その他の事務のうち、主として令和3年4月1日から4年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

西宮市バス事業助成金 100,853,741円

第2 監査の期間及び方法等

令和4年8月15日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月14日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 助成対象事業の概要

(1) 西宮市バス事業(さくらやまなみバス事業)

事業種別	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業
路線延長	平均約26キロメートル

停留所数	43箇所(南部14箇所、北部29箇所(市外5箇所を含む。))
運行便数	平日46便、土曜日32便、日曜・祝日26便
運賃	160円～820円

(2) 事業の背景及び経過

本市山口地域には鉄道駅がなく、JR西宮名塩駅や神戸電鉄岡場駅へのバス路線はあるものの、南部地域に直接連絡するバス路線が運行されていなかったが、北部地域と南部地域を連絡する西宮北有料道路の開通(平成3年3月に開通、現在は無料化されている。)を契機に、南北バス運行に対する要望が高まり、地元と市で協議を重ねてきた。市では本格運行に向けた課題検討を行うため、平成19年9月から11月までの3か月間、地元による運行計画を基本とした試験運行事業を実施し、その検証の後、平成21年4月にさくらやまなみバス事業として、本格運行が開始された。

さくらやまなみバス事業の実施に先立って、市は平成20年11月18日付で交付要綱を制定し、本事業の運行事業者に対して、助成対象経費から運賃収入等を差引いた額を助成することを定めた。

(3) 市と阪急バスにおける覚書等の締結

年月日	締結された覚書等	主な内容
平成20年11月28日	覚書 (以下「当初覚書」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・さくらやまなみバス事業の実施に際して、当初覚書を締結した。 ・阪急バスが、本事業に関する運行上の一切の責任を負うことを定めた。 <p>また、双方が協力して安全かつ円滑な運行を行い、持続可能な事業として継続されるよう努め、地域の活性化や事業採算性の向上に努めることを定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の運行期間を平成28年3月31日までと定めた。
平成28年3月31日	西宮市バス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の運行期間終了に伴い、新覚書を締結した。

	に関する覚書 (以下「新覚書」という。)	結した。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が計画及び運営主体となり、阪急バスが運行の主体の役割として担うことを定めた。 ・道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業として運行することを定めた。 ・運行経路、運行便数、運行時刻等の詳細は、各年度に締結する協定書に定め、国及び県の補助金を積極的に活用することなどを明確化した。
令和2年9月30日	西宮市バス事業に関する覚書に関する変更覚書 (以下「変更後の新覚書」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金は、市の指定年度における本事業の代替施策に要する費用(クロスセクター効果で算出)から、国又は県の補助金等を控除した額を上限額とすることを定めた。 ※クロスセクター効果については、本頁「(4)クロスセクター効果について」を参照。 ・上限額を超えることが想定される場合、市は阪急バスの協力のもと、運行収支改善に資する事業計画の見直しを適切に行うものとした。
令和3年5月14日	西宮市バス事業における車両更新に関する確認書 (以下「確認書」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新を行うにあたり、市が阪急バスに支払う助成金及び不要となった車両の売却等について定めた。 ・不要となった車両を売却して得られた金銭については、売却年度に本事業のその他収入として計上するものとした。

※上記以外にも事業実施のために年度協定書を締結している。

(4) クロスセクター効果について

ア 概要

クロスセクター効果は、地域公共交通を廃止した場合に追加的に必要となる行政部分の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域交通の多面的な効果をいい、国土交通

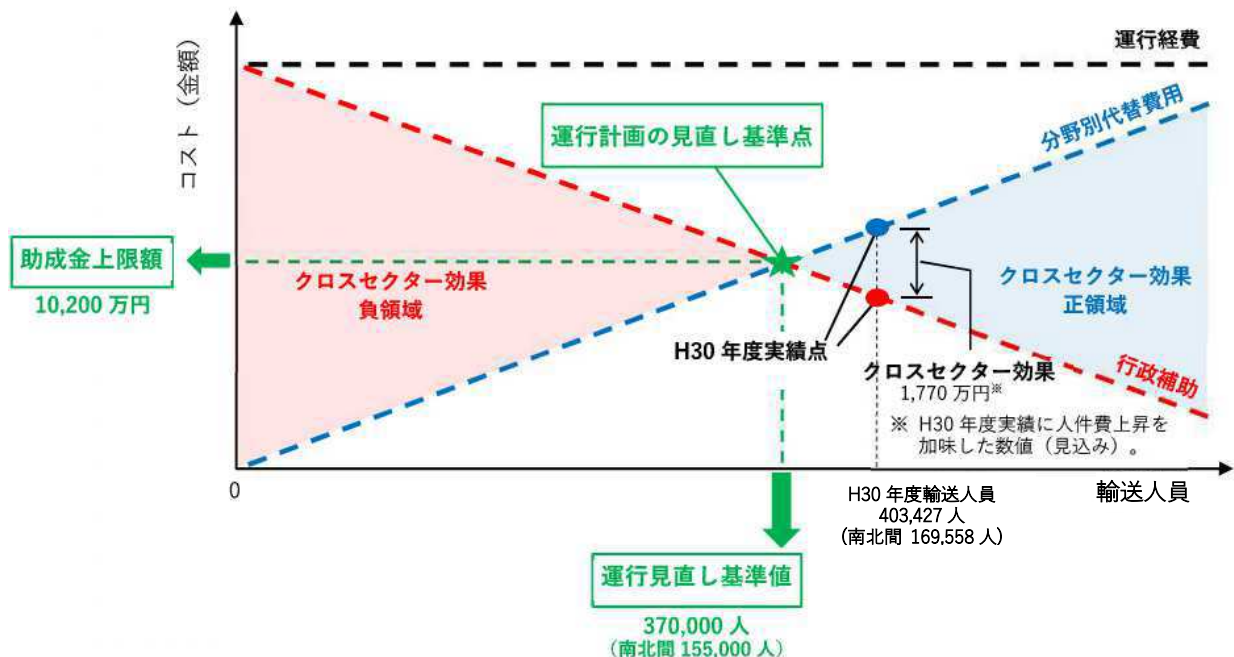
省が推奨する考え方である。

イ 導入の経緯

元年度に阪急バスからの申出を受けて、運転手人件費の上昇に見合った市助成金の増額を行うことを検討する際に、市では、平成30年度実績により、クロスセクター効果による分析を行った。

ウ 分析結果

市は行政支出の抑制面から、平成30年度実績に基づき、クロスセクター効果を算出し、事業を廃止した場合の分野別代替費用(約1億1,150万円)との比較において、今後、人件費の上昇として見込まれている年間約3,400万円の行政補助額がさらに増加しても、クロスセクター効果額は、なおプラス約1,770万円となる見込みで、事業効果は得られている状況にあり、行政支出の抑制効果は得られていると分析している。また、クロスセクター効果における行政に係る分野別代替費用と行政補助の均衡する状態(クロスセクター効果がゼロとなる状態)で想定される年間輸送人員(370,000人)、年間南北間輸送人員(155,000人)、助成金額(1億200万円)を運行見直しの基準値として新たに設定した。



(市ホームページ公開 第19回地域公共交通分科会資料より)

2 助成金の概要

(1) 助成の目的

交付要綱等によれば、本市の山口地域と南部地域を直接連絡する基幹交通として、高校等の通学利便性の確保、高齢者等の外出機会の確保等を目的として実施するさくらやまなみバス事業が、西宮市及び阪急バスの相互協力のもとに、安全かつ円滑に実施されることを助成の目的としている。

(2) 助成の対象

交付要綱では、助成金の対象は、前年10月1日から当年9月30日までの期間(3年度助成金の対象となる期間は2年10月1日から3年9月30日まで。以下「年度」で表示する。)における運行に要する費用の合計額であり、助成金の対象となる車両購入費、人件費、燃料油脂費、車両修繕費等の経費の範囲及び算定方法は別表で規定している。

(3) 助成金の算定及び交付決定

交付要綱では、助成金の交付額は、助成対象経費から運賃収入、その他の収入、国及び県等の補助金の合計額を減じた額とし、予算の範囲内において交付すると規定している。また、事業期間の開始前に、市と阪急バスで年度協定書を締結しており、年度協定書において、助成金の算定に要する運賃収入、その他の収入、国及び県等の補助金の種別や算定方法を定めている。

3年度助成金の交付申請は、上記の期間終了後に、阪急バスが当該期間の助成対象運行経費、運行収入及び国庫補助金等の確定額をそれぞれ確認して収支決算書を作成し、4年3月11日に助成金交付申請書を市に提出し、市は同年3月25日に交付決定を行っている。本期間中には、さくらやまなみバス事業の開始当初に市の助成金で購入したバス車両2台の更新を行っており、3年度助成金額は、運行経費分53,822,285円に、車両購入分47,031,456円を加えた100,853,741円となっている。

助成金は、期間終了後の経費及び収入の確定額による収支決算書に基づくも

のであり、助成金の額の変更や精算返納は行われていない。

また、交付申請書の提出前に、市では毎年度、監査法人に委託して、阪急バス本社で現地調査を行い、事業経費の検証とともに、会計処理が適切であるかを調査している。

(4) 助成金の支出状況

過去5か年における助成金の支出状況は、次のとおりである。

運行経費分(各年度の期間：前年10月1日から当年9月30日まで) (単位：円(税抜)・%)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
助成対象運行経費 a	162,491,670	161,860,041	159,646,963	156,263,440	171,605,302
運行収入 (運賃収入等) b	110,076,470	102,033,040	104,396,518	96,335,916	96,476,017
地域間幹線系統確保 維持費国庫補助金 c	18,681,000	17,600,000	16,037,000	18,143,000	21,307,000
助成金確定額 a-(b+c)	33,734,200	42,227,001	39,213,445	41,784,524	53,822,285
運行損失 a-b	52,415,200	59,827,001	55,250,445	59,927,524	75,129,285
収支率 b/a×100	67.74	63.04	65.39	61.65	56.22

車両購入分 (単位：円(税抜))

	3年度
車両購入費(2台) d	47,531,456
車両減価償却費等国庫 補助金 e	500,000
助成金確定額 d-e	47,031,456

※車両購入分は3年度分のみ

阪急バスでは、大型バスの使用期限を15年（法定耐用年数5年）と定めているため、3年度から6年度までの4年間で、ワンステップバスである既存車両からノンステップバス車両へ順次更新を行うこととしている。

3年度は、バスの車両購入（2台）に要する経費については、国の車両減価償却費等国庫補助金を控除した残額を助成しており、西宮市バス事業基金から同額を取り崩し、その財源に充てている。

（5）年間輸送人員

過去5か年における年間輸送人員は、次のとおりである。

年間輸送人員（各年度の期間：前年10月1日から当年9月30日まで） （単位：人）

29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
438,799	403,427	432,968	357,367	364,575

3年度の年間輸送人員は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の影響により、コロナ前の元年度と比較すると68,393人(15.8%)減少した。2年度と比較すると、2年度は第1回目の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルスという未知のウイルスに対しての人々の警戒感も強く、外出が強く制限され、学校では全国一斉臨時休業が実施されたが、3年度は外出の規制緩和や条件付きでのイベント再開による外出機会が増えたことや、学校も新型コロナ感染症に対応した持続的な運営に取り組んだことから、通勤通学者が増えたことにより、7,208人(2.0%)増加となっている。

3 事務処理等の状況

補助金の交付に関する事務について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

（1）所管部局

ア 助成金で取得したバス車両の処分に係るもの

事業開始当初に購入したバス車両は、購入額から国庫補助金（当該年度のみ）の単年度補助金を差し引いた額を市が助成しており、覚書には、事業が終了

したときの車両処分による収入は、市に帰属することが定められている。一方、3年度の車両更新に伴う古いバス車両の処分による収入は、確認書において、本事業のその他収入として計上することを双方で確認している。しかし、市助成金で購入したバス車両の処分による収入を市に帰属させず、全額を事業収入とすることについて、市の助成金の取扱いを定める交付要綱には特に規定はされていない。

イ バス車両購入費助成金の算定に係るもの

3年度のバス車両購入費助成金の算定において、阪急バスが交付を受けた車両減価償却費等国庫補助金の初年度分を控除した額を助成している。阪急バスは1台当たりの購入額に対して1,500万円を限度に5年間で償却することとして算定した減価償却費の2分の1の額(約750万円)を6年間で国庫補助金として受ける予定であり、後年度の車両減価償却費等国庫補助金を加えると市助成金と国庫補助金で購入金額を上回るとも考えられる。所管部局によれば、後年度の国庫補助金額は、当該年度の市の助成額から減額することであるが、その場合の取扱いについても、市の助成金の取扱いを定める交付要綱に規定されておらず、覚書、年度協定書、確認書にも特に定めがなかった。また、助成金の算定に要する運賃収入、その他の収入、国及び県等の補助金の種別や算定方法は年度協定書で定められているが、その中に車両減価償却費等国庫補助金の定めはなかった。

ウ 本事業の情報発信に係るもの

変更後の新覚書では、クロスセクター効果の分析により市の助成金の上限額に関する定めを追加している。市は、クロスセクター効果を説明する資料に「助成金上限額1億200万円」と記載し、4年5月に策定された西宮市都市交通計画においても、さくらやまなみバス事業への公的資金投入額を評価指標とし、目標値(限度額)として1年当たり1億200万円以内と記載して、ホームページでも公開している。所管部局に確認したところ、助成金上限額1億200

万円として記載されているものは、運行見直し基準値として設定した金額であり、助成上限額の設定は行っておらず、今後、上限額を設定していると誤解の生じる表現について、見直しを行うということであった。

エ クロスセクター効果の分析に係るもの

3年度助成金増額の検討において、クロスセクター効果分析が行われているが、行政補助投入額にはバス車両の購入(更新)経費に対する助成額が含まれていなかった。

オ 年度表記に係るもの

本事業の年度については、確認書で9月30日を末日とする1年間と定めているが、覚書には年度に関して特に定められておらず、交付要綱及び年度協定書には、助成対象期間として助成を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間と定められている。

第4 要改善事項

主に補助金に係る出納その他の事務を中心に監査を実施したが、以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 所管部局

(1) 助成金で取得したバス車両の処分に係るもの

事業継続中のバス車両は阪急バスが所有しているが、負担の考え方としては、助成金で取得したバス車両の処分による収入は、市に帰属させるべきであるとも考えられる。したがって、それを事業収入とする取扱いは交付要綱に規定するとともに、事業の終了に伴う処分の場合を定めている覚書との整合性も整理されたい。

(2) バス車両購入費助成金の算定に係るもの

バス購入費の市助成金の算定方法や車両減価償却費等国庫補助金の控除の取扱いについて、交付要綱に規定するとともに、覚書、年度協定書、確認書に定め

る内容も精査して、見直しを行われたい。

(3) 本事業の情報発信に係るもの

クロスセクター効果分析によって設定した運行見直しの基準値の1億200万円は助成金の上限額ではなく、助成上限額の設定は行っていないのであれば、誤解が生じないように、説明や表現の方法を見直されたい。

(4) クロスセクター効果の分析に係るもの

クロスセクター効果の分析には、車両購入費に対して行政が投入する補助金が反映されていないため、今後、クロスセクター効果の評価や再算定を行う際には、適切に見直しを行われたい。

(5) 年度表記に係るもの

本事業は、10月1日に始まり翌年9月30日に終了する1年間で区切られているが、地方自治法第208条第1項に規定する会計年度(4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するもの)と異なることから、交付要綱、年度協定書、覚書及び交付申請書に事業年度及びその期間を明記することで誤解が生じないように見直されたい。

第5 監査委員の意見

さくらやまなみバスは、山口地域と南部地域を直接連絡する基幹交通として定着しており、第5次西宮市総合計画のアクションプランや西宮市都市交通計画において、今後も地域の重要な基幹交通として確保・維持していく必要がある重点施策として位置付けられている。

広報の強化に加え、地域イベントや観光事業との連携などにより、利用促進を図るとともに、利便性の向上や効率的な事業の運営に取り組み、本事業が安定的に継続できるように事業収支の改善に努められたい。

また、今回の監査では、特に市の負担に関わる交付要綱の規定や覚書等の文書、さらには情報発信のあり方についていくつかの指摘を行った。実際には適

正な事務処理を行っていたとしても、その情報が正しく外部に伝わらなかった場合には、市の負担や事業者との関係に疑問を持たれるなど、円滑な事業の遂行に支障が生じる恐れがある。そのことを十分に認識し、適切で明確な情報発信に努められたい。

出資団体監査結果報告

(西宮市土地開発公社)

第1 監査の対象

西宮市土地開発公社(以下「公社」という。)における、主として令和3年4月1日から4年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

第2 監査の期間及び方法等

令和4年8月8日から監査事務局職員及び監査専門委員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 公社の概要

(1) 設立の目的

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地を計画的に確保することにより地域の秩序ある整備と、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和48年4月2日に設立された。

(2) 基本財産

公社の基本財産は1,000万円で、設立当初から変更はなく、全額市からの出資となっており、定期預金として運用されている。

(3) 組織

公社の組織(4年8月1日現在)は、理事6人及び監事2人並びに事務局職員11人により構成されている。理事の内訳は、理事長1人、副理事長2人、その他理事3人で、副理事長のうち1人は常務理事を兼務している。

事務局職員の内訳は、市兼務派遣職員7人、市兼務派遣会計年度任用職員1人、嘱託職員3人となっている。

3年度は、公社の決算や予算などを審議するため、理事会を2回開催している。

(公社役員)

役員名	所属等
理事長	西宮市財務局長
副理事長	西宮市都市局長
副理事長兼常務理事	西宮市土地開発公社
理事	西宮市土木局長
理事	西宮市総務局長
理事	西宮市政策局長
監事	西宮市会計管理者
監事	西宮市財務総括室長

2 事業の実施状況

3年度の事業の実施状況は次のとおりである。

(1) 公有地取得事業

2年度に市から依頼を受け、武庫川広田線街路事業用地として先行取得した土地等について、市が買戻しを行っている。なお、土地の取得は、3年度は行っていない。

(2) 土地造成事業

市が所有する南部宅地について、市と土地売買契約を締結し、また、西宮市名塩財産区(以下「財産区」という。)が所有する名塩さくら台の宅地について、財産区と土地売買予約契約を締結した上で、公社が売主として分譲事業を実施し

ている。

分譲代金は土地の購入者から公社に支払われ、分譲事業終了後、分譲金額から諸経費(事務費、分譲経費など)を控除した額を、売買代金として公社が市又は財産区に支払っている。

土地の所有権は、土地の購入者から公社が分譲代金全額の支払いを受けてから、市又は財産区から公社に移転した後、購入者に移転している。

また、南部市有地の宅地造成工事等を市から受託している。公社が支払う委託費や工事費等に、その5%に相当する額を諸経費として加え、委託料として市から収入している。

土地造成事業の実施状況は次のとおりである。

(単位：m²・円)

事業名		対象 区画数	分譲 区画数	分譲面積	土地造成 事業収益 A	諸経費 B	市・財産区へ 支払う売買代金 C=A-B
分 譲 事 業	南部宅地分 譲事業	18	17	2,408.86	583,787,000	20,257,127	563,529,873
	名塩さくら 台宅地分譲 事業	24	18	4,078.32	106,390,000	7,730,152	98,659,848
	計	42	35	6,487.18	690,177,000	27,987,279	662,189,721
宅地造成工事等		—	—	—	45,692,896	—	—
合計		—	—	—	735,869,896	—	—

(3) 附帯等事業

公社は、昭和60年に市から依頼を受けて甲子園浜下水処理場用地13haを先行取得したが、施設の規模や配置を見直した結果、必要面積は7.4haとなった。不要となった残りの5.6haについて、公社は甲子園浜1丁目土地活用事業として民間事業者と事業用定期借地権設定契約を締結し、暫定利用を図っている。

(4) あっせん等事業

市は、平成31年1月に病院統合再編に係る基本協定を兵庫県と締結し、県立西宮病院と西宮市立中央病院を統合した新病院が、7年度に県立病院として開院することとなっている。公社は、津門大塚町土地維持管理委託業務として、新病院建設用地の維持管理や除草等を兵庫県から受託している。

3 財務状況

3年度の財務状況は、次のとおりである。

(1) 収支決算書

(収益的収支)

(単位：円)

款	項	目	決算額
(収入)			
1 事業収益			884,944,915
	1 公有地取得事業収益	1 土地原価収入 2 その他土地収入 3 事務費収入	23,662,658 23,557,230 58,201 47,227
	2 土地造成事業収益	1 完成土地等売却収益	735,869,896 735,869,896
	3 附帯等事業収益	1 保有土地賃貸等事業収益	124,320,000 124,320,000
	4 あっせん等事業収益	1 あっせん等事業収益	1,092,361 1,092,361
2 事業外収益			30,860
	1 受取利息	1 基本財産運用収入 2 預金利息	5,736 200 5,536
	2 雑収益	1 雑収入	25,124 25,124
収入合計			884,975,775
(支出)			
1 事業原価			742,324,774
	1 公有地取得事業原価	1 土地売却原価 2 その他土地売却原価	23,615,431 23,557,230 58,201
	2 土地造成事業原価	1 完成土地等売却原価	717,668,999 717,668,999
	3 附帯等事業原価	1 保有土地賃貸等事業原価	0 0
	4 あっせん等事業原価	1 役務費 2 委託費	1,040,344 57,767 982,577
2 販売費及び一般管理費			51,466,669
	1 一般管理費	1 報酬	51,466,669 8,365,680

款	項	目	決算額
		2 賃金	0
		3 法定福利費	1,563,652
		4 旅費	540
		5 需用費	709,336
		6 使用料及び賃借料	1,225,204
		7 備品費	14,080
		8 負担金	5,000
		9 役務費	1,394,991
		10 委託費	83,286
		11 公課費	38,104,900
3 事業外費用			0
	1 支払利息		0
		1 支払利息	0
	2 雑損失		0
		1 雑損失	0
支出合計			793,791,443
収支差額			91,184,332

(資本的収支)

(単位：円)

款	項	目	決算額
(収入)			
1 資本的収入			2,000,000,000
	1 借入金		2,000,000,000
		1 長期借入金	2,000,000,000
収入合計			2,000,000,000
(支出)			
1 資本的支出			2,733,807,445
	1 公有地取得事業費		16,138,446
		1 土地買収費	0
		2 補償費	0
		3 需用費	0
		4 鑑定料	0
		5 役務費	0
		6 委託費	0
		7 工事費	0
		8 支払利息	16,138,446
	2 土地造成事業費		717,668,999
		1 土地買収費	662,189,721
		2 補償費	2,044,133
		3 報酬	3,543,157
		4 鑑定料	1,499,300
		5 委託費	4,185,130
		6 工事費	44,207,558
	3 長期借入金償還金		2,000,000,000
		1 長期借入金償還金	2,000,000,000
支出合計			2,733,807,445
収支差額			△733,807,445

収益的収入の事業収益のうち、公有地取得事業収益は、道路用地として先行取得した土地等について、市が買戻しを行ったことによる売買代金等である。

土地造成事業収益は、市南部と名塩さくら台の宅地分譲に係る分譲代金と、市から受託した宅地造成工事等に係る委託料である。

附帯等事業収益は、甲子園浜1丁目の土地の事業用定期借地権設定契約に基づく賃料収入である。

あっせん等事業収益は、新病院建設用地の管理業務に係る委託料である。

収入合計8億8,497万円に対し、支出合計は7億9,379万円で、収支差額は9,118万円の黒字となっている。

(2) 損益計算書

3年度と前年度を比較した損益計算書は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	3年度	2年度	増減
1 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	23,662,658	6,119,445,846	△ 6,095,783,188
(2) 土地造成事業収益	735,869,896	567,300,844	168,569,052
(3) 附帯等事業収益	124,320,000	124,320,000	0
(4) あっせん等事業収益	1,092,361	0	1,092,361
事業収益合計	884,944,915	6,811,066,690	△ 5,926,121,775
2 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価	23,615,431	6,107,238,514	△ 6,083,623,083
(2) 土地造成事業原価	717,668,999	551,779,721	165,889,278
(3) あっせん等事業原価	1,040,344	0	1,040,344
事業原価合計	742,324,774	6,659,018,235	△ 5,916,693,461
事業総利益	142,620,141	152,048,455	△ 9,428,314
3 販売費及び一般管理費			
(1) 一般管理費	51,466,669	46,286,183	5,180,486
販売費及び一般管理費合計	51,466,669	46,286,183	5,180,486
事業利益	91,153,472	105,762,272	△ 14,608,800
4 事業外収益			
(1) 受取利息	5,736	16,046	△ 10,310
(2) 雑収益	25,124	2,704,480	△ 2,679,356
事業外収益合計	30,860	2,720,526	△ 2,689,666
経常利益	91,184,332	108,482,798	△ 17,298,466
当期利益	91,184,332	108,482,798	△ 17,298,466

事業収益8億8,494万円から事業原価7億4,232万円を差し引いた事業総利益は1億4,262万円、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益

は9,115万円、事業利益に事業外収益を加えた経常利益は9,118万円で、当期利益も9,118万円となっている。

前年度と比較すると、公有地取得事業の収益及び原価が大幅に減少している。これは、2年度は新病院建設用地を兵庫県に売却したことにより、収益及び原価に約55億円を計上していたが、3年度は道路用地の処分のみとなったためである。

(3) 貸借対照表

3年度と前年度を比較した貸借対照表は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	3年度	2年度	増減
資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	584,255,713	297,119,554	287,136,159
(2) 事業未収金	46,785,257	346,338,135	△ 299,552,878
(3) その他未収金	1,694	0	1,694
(4) 公有用地	5,416,537,032	5,424,014,017	△ 7,476,985
(5) 完成土地等	0	0	0
(6) 前払金	0	0	0
流動資産合計	6,047,579,696	6,067,471,706	△ 19,892,010
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産	10,000,000	10,000,000	0
ア 長期性預金	10,000,000	10,000,000	0
固定資産合計	10,000,000	10,000,000	0
資産合計	6,057,579,696	6,077,471,706	△ 19,892,010
負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	391,388,387	226,454,327	164,934,060
(2) 短期借入金	400,000,000	680,000,000	△ 280,000,000
(3) 前受金	10,360,000	10,360,000	0
(4) 預り金	4,070,310	80,712	3,989,598
流動負債合計	805,818,697	916,895,039	△ 111,076,342
2 固定負債			
(1) 長期借入金	4,000,000,000	4,000,000,000	0
(2) 長期預り金	100,800,000	100,800,000	0
固定負債合計	4,100,800,000	4,100,800,000	0
負債合計	4,906,618,697	5,017,695,039	△ 111,076,342
資本の部			
1 資本金			
(1) 基本財産	10,000,000	10,000,000	0
資本金合計	10,000,000	10,000,000	0
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	1,049,776,667	941,293,869	108,482,798
(2) 当期利益	91,184,332	108,482,798	△ 17,298,466
準備金合計	1,140,960,999	1,049,776,667	91,184,332
資本合計	1,150,960,999	1,059,776,667	91,184,332
負債・資本合計	6,057,579,696	6,077,471,706	△ 19,892,010

資本の部では、準備金は2年度からの繰越準備金10億4,977万円に3年度の当期利益9,118万円を加え、11億4,096万円となっている。

前年度と比較すると、流動負債の短期借入金が減少している。これは、新たな道路用地の先行買収がいったん終了したことなどによるものである。

4 事務処理等の状況

(1) 諸規程の管理

諸規程について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

ア 処務規程

処務規程別表第3で「支出負担行為及び支出命令」の専決区分を定めているが、支出命令の帳票が作成されていなかった。

イ 会計規程

会計規程第9条に定めている会計帳簿(補助簿)のうち、借入金台帳、固定資産台帳、物件台帳が作成されていなかった。また、帳票の様式が、同規程別表で定めている記載事項と異なるものが散見された。

ウ 文書取扱規程

文書取扱規程第3条に必要帳票として定めている特殊文書処理簿が作成されていなかった。

エ 文書分類表

決裁に記入されている文書分類記号が、文書分類表で定めている記号と異なるものが散見された。

(2) 財務諸表の作成

財務諸表を確認したところ、総務省が定める土地開発公社経理基準要綱に基づいて、適正に作成されていた。

(3) 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されて

いた。

(4) 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

ア 工事出来高の確認

北部宅地分譲地維持補修工事について、工事請負契約書の単価明細書で抜根工の単価を定め、抜根工が行われていた。しかしながら、出来高精算書には抜根工について記載されておらず、出来高精算額の支払いにあたって、工種別に金額を精査していなかった。

(5) 契約事務

契約事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

ア 基本協定書の管理

名塩さくら台宅地分譲事業は、平成20年7月1日に財産区と締結した「西宮市名塩財産区所有地の宅地造成事業にかかる基本協定書」に基づいて行われているが、基本協定書の原本が所在不明となっていた。

イ 専決区分の誤り

宅地車庫内漏水補修工事の契約締結に関する決裁について、処務規程別表第3の「随意契約」に基づき常務理事決裁とすべきところ、事務局長決裁となっていた。

ウ 入札通知書の記載誤り

北部宅地分譲地維持補修工事の指名競争入札に係る入札通知書において、契約不適合責任とすべきところ、民法改正前のかし担保と記載しているものが見られた。また、契約不適合責任期間について、工事請負契約書では工事完了検査日より2年以内としているが、入札通知書では1年以内と記載しているものが見られた。

エ 事務費に係る規定

宅地分譲事業において、事務費料率を「造成」、「分譲」、「受託」の区分別に定めている。事務局職員の一定の事務負担が見込まれる「分譲」は2%、「分譲」より事務負担が少ない「受託」は0.2%としている。「造成」については、市と兵庫県との間で工事委託を行う場合等を参考としているほか、「分譲」や「受託」に比べて工事の設計、施工、現場監理などの事務負担がさらに多くなるため、5%としている。しかしながら、「造成」、「分譲」、「受託」の事務区分や、事務費料率の適用関係などが明確に規定されていなかった。

また、あっせん等事業において、兵庫県と土地管理業務委託契約を締結し、新病院建設用地の維持管理や除草等を行っている。委託料には、除草等に係る費用の5%が事務費として含まれているが、土地管理業務委託契約書では委託料の総額を定めるにとどまり、事務費料率は定められていなかった。

(6) 財産管理事務

財産管理事務について、流動資産の預金、固定資産の長期性預金、流動負債の短期借入金、固定負債の長期借入金の貸借対照表における3年度末残高が、残高証明書の金額と一致していることを確認した。

関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

ア 備品管理

備品台帳に登録された電卓で、所在が確認できないものが2点見られた。担当者の説明では、廃棄したものの手続がもれていたとのことであるが、裏付けとなるものはなかった。

(7) 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 諸規程の整備と遵守

事務処理について、その根拠となる明確な規定がなく、慣例に依拠して行われているものが見受けられるので、現在は正しく処理されていても、今後担当者の交代などにより、適正な処理が行われなくなることが懸念される。誰が行っても正しい処理が担保されるように、より明確な規定の整備に努められたい。

また、日々の事務処理に当たっては、処務規程等を常に確認し、遵守するよう心掛けられたい。

2 適正な支出事務

工事出来高の確認において、工種別に金額を精査していない事案が見られたので、適正な事務処理に努められたい。

3 適正な契約事務

(1) 適正な文書管理

宅地造成事業に係る基本協定書が所在不明となっている事案が見られたので、文書管理のあり方を見直し、適正な管理に努められたい。

(2) 入札に係る事務処理の適正化

入札通知書の記載誤りが見られたので、法令等は頻繁に改められていることを十分に認識し、適正な事務処理に努められたい。

(3) 事務費の明確化

事務費については1で述べたように、必ずしもその基準が明確ではないものが見受けられるとともに契約書でも定めていない事案が見られたので、明確になるよう検討されたい。

4 備品等の適正な管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。

第5 監査委員の意見

甲子園浜下水処理場用地のうち不要となった5.6haについては、公社の甲子園浜1丁目土地活用事業として、平成21年7月に事業用定期借地権設定契約を民間事業者と締結し、元年7月末まで10年間の暫定利用が行われていた。市は、当該用地を多目的グラウンドを含む都市公園として整備することとし、第5次西宮市総合計画の計画期間(元年度～10年度)の中頃から事業に着手する方針を立て、その間は現借受事業者による暫定利用を継続することとした。これを受け公社は、市からの依頼により、元年7月末までであった事業用定期借地権設定契約を4年12月まで延長している。

その後、市は事業化に向けて検討を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後の財政状況が厳しくなると予測されていることから、5年を目途に計画を先に延ばし、暫定利用についても再延長することとした。

この土地の取扱いは、市の意向により定められるものであり、かつ、現在は年間1億2千万円の借地権料の収入があるため、市にも公社にも財政的な損害は生じていないが、社会情勢や借受事業者の意向によっては、かつて塩漬土地と言われたような不良資産となってしまう可能性もないとは言えない。したがって、市とも十分に連携して、長期保有土地の早期解消に努められたい。

指定管理者監査結果報告

(社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団)

第1 監査の対象

西宮市立介護老人保健施設「すこやかケア西宮」(以下「すこやかケア西宮」という。)の指定管理者、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)における、主として令和3年4月1日から4年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

第2 監査の期間及び方法等

令和4年8月15日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
代 表 者	理事長 阪本 興司
所 在 地	西宮市上甲子園5丁目7番21号
指定期間	平成31年4月1日から6年3月31日まで

(2) 対象施設

名 称	西宮市立介護老人保健施設「すこやかケア西宮」
所在地	西宮市林田町7番17号
施設概要	開設日 平成9年5月7日
	定員 長期入所 90名 短期入所 10名 通所定員は、1日当たり利用定員40名
業務日時	開所日及び 利用時間 365日、24時間 ※通所の場合は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで。(12月31日から翌年1月3日までを除く)

すこやかケア西宮は平成9年に開設され、計画・準備段階から参画していた事業団へ運営委託されていた。

平成18年からは指定管理者制度へ移行した上で、事業団が指定管理者として、引き続き施設管理と運営を担っている。

現在の指定期間は平成31年4月1日から6年3月31日までである。

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市立介護老人保健施設条例(以下「条例」という。)第9条に規定されている。主なものは、介護保険法に規定されている通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保険施設サービスなどの事業と、施設及び設備の維持管理の業務である。指定管理業務の範囲や内容及び修繕などの経費の負担については、基本協定書と業務仕様書により定められている。

(4) 指定管理料

すこやかケア西宮は介護保険制度の適用を受け、介護保険制度による利用料収入を財源としており、独立採算制で指定管理業務を行っているため、市は指定管理料を支出していない。

ただし、大規模修繕などについては、市側が費用負担し、施設の軽微な修繕は指定管理者側に任せている。

大規模か軽微なものかの判断については、基本協定書第11条や第22条、業務仕様書第9項により両者の協議事項としている。

2 業務の改善

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、3年度は大幅な赤字となったが、その打開策として、4年度より在宅強化型老健として認定を受け、利用料単価の増を実現している。また、長期入所用の空きベッドを短期入所で活用して、利用者の確保を進めるなど、黒字化に向けた努力を行っている。

利用者へのサービス面では、感染拡大に伴い、利用者と家族の面会が困難な状態が続いているため、リモートによる面会を開始し、好評を得ているとのことである。

3 業務の実施状況

(1) 指定管理者

ア 施設管理

① 安全管理や緊急事態への対策

安全対策委員会を設置し、事故やヒヤリハットの共有、救急救命の研修や火事、水害に備えた避難訓練を実施している。

② 衛生管理

衛生委員会を設置し、感染症対策や食中毒対策などの検討や周知を行っている。

③ 清掃や設備点検の状況

日常の清掃に加え、床洗浄やワックスなど定期清掃を実施している。また、定期的に防火設備や空調などについて点検を行っている。

イ 備品管理

基本協定書第18条に物品の貸与等に関する定めがあり、市が無償貸与す

る物品について、経年劣化等により使用不能になった場合は、市に報告の上、指定管理者の責任で処分し、業務の遂行に必要な物品は、指定管理者の負担で調達することになっている。

市から貸与された備品については、市の備品番号シールを貼って事業団が購入した備品と区別し、パソコンの台帳で管理されており、廃棄手続も、市の承認を受けたうえで、適正に行われている。

ウ 現金管理

通帳や現金は、事務所内の二重に施錠された大型金庫で保管し、金庫を開閉できるのは、担当職員と、事務長の2人のみとなっている。また、受け取った現金については、原則即日、金融機関へ入金している。

エ 個人情報管理

事業団の個人情報保護規定が作成されており、事務長が個人情報保護管理者となっている。個人情報の入った書類は、施錠できる場所に保管し、システムに入力された個人情報データが外部へ流出しないよう、IDやパスワードなどを設定している。

オ セキュリティ管理

夜間や時間外は、施設管理業者が時間外通用口の開錠・施錠及び来訪者の対応と記録を行っている。警備員による21時、2時、6時の3回の巡回に加えて、3か所のセンサーによる機械警備も行っている。

カ 事業報告書

3年度の事業報告書は、基本協定書で定める提出期限(年度終了後30日以内)内である4年4月28日付で提出されている。また、基本協定書に規定された毎月終了後の業務の実施状況も、提出されている。

キ 再委託

基本協定書第5条で、指定管理者は市の承認を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託して行うことができると規定されており、4件の再委託が

なされているが、これらの再委託について、現在の指定期間が開始した平成31年4月1日以降は、市の承認を得る手続が行われないうまま、契約されている。

ク 利用者アンケート

コロナ禍で、家族と入所者の面会が困難な状況が続いているため、入所者の意見を家族が聴取できず、アンケートに回答できないという理由で、2年度・3年度とも、利用者アンケートが行われていない。

(2) 所管部局

ア 指定手続

指定管理者は非公募で選定し、条例、運用指針、マニュアルに則り、適正な手続を行い、平成30年12月議会の議決を経たうえで指定し、平成31年1月17日に告示している。

イ 協定書

指定管理者との間で基本協定書を締結しており、指定管理者が行う管理運営の基準、業務の範囲及び経費の負担区分について、基本協定書と業務仕様書に定めている。

また、条例にある手数料収納事務に関しては、3年度は、3年3月31日付で「令和3年度西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮手数料収納事務委託契約」を締結し、3年4月1日に告示している。

ウ 再委託

再委託について、平成31年4月1日以降は、指定管理者が市の承認を得ないまま契約しているにも関わらず、それを看過し、契約内容についても詳細を把握していなかった。

エ 運営評価

政策局が定める指定管理者モニタリングマニュアル(以下「モニタリングマニュアル」という。)において、モニタリングチェックシートを作成し、そ

れをもとに指定管理者運営評価シートを作成することとなっているが、モニタリングチェックシートを作成することなく、指定管理者運営評価シートを作成していた。

第4 要改善事項

市が指定管理料を支出していないため、主に施設の管理運営が基本協定書及び条例に基づき適正になされているかに主眼をおいて監査を実施したが、監査期間中、施設内で新型コロナウイルスによるクラスターが発生し、現場に立ち入ることができず、書面監査が中心となった。その範囲において、施設の運営に関しては、適正に執行されていることが確認されたが、手続面に関して以下の不備が見られた。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 指定管理者

(1) 再委託

基本協定書第5条によれば、再委託には、市の承認が必要とされているにもかかわらず、その手続を怠ったまま、契約を締結していた。基本協定書に記載された事項については、厳格に遵守したうえで、業務を執行されたい。

(2) 利用者アンケート

コロナ禍を理由として、2年度より利用者アンケートが行われていない。リモートによる面会も開始されていることから、ICTの活用など手法を工夫し、利用者の意見の把握に努められたい。

2 所管部局

指定管理者制度は、市が公の施設を民間事業者に譲り渡すものではなく、市の事業としての施設の管理を指定管理者に行わせるものである。したがって、その事業のモニタリングは、指定管理者が市との基本協定書や業務仕様書に従って業務を行っているかという観点から行うとともに、市の事業としてふ

さわしい運用となっているかという観点からも行わなければならない。

(1) 協定書の遵守

指定管理者が市の承認を受けずに再委託の契約を締結していたことについては、それを見落とした市側にも落ち度がある。モニタリングマニュアルやモニタリングチェックシートには、このような具体的な項目の記載はないが、基本協定書や業務仕様書に従って業務を行うべきことは当然のことであるので、常にこれらの取決めに即した業務が行われるよう、責任をもって監督されたい。

(2) 指定管理者の業務の評価

モニタリングマニュアルの指定管理者運営評価シートの様式では、指定管理者が営利企業でない場合には、「指定管理者の安定性や継続性の評価」は必須とはされていない。しかし、監査の過程で所管部局に確認したところ、指定管理者には「安定性や継続性があることが望ましい」との回答であった。

市の重要な施設の管理を任せる以上、指定管理者の経営に安定性や継続性が求められることは当然である。モニタリングマニュアルでも、営利企業以外の指定管理者について安定性や継続性の評価を行うことを禁じているわけではない。したがって、所管部局として安定性や継続性が求められると考えるのであれば、その評価を行うべきである。

第5 監査委員の意見

1 指定管理者

事業団としての設立の経緯や目的、さらには長年にわたる経験と実績により、安定的に指定管理業務を遂行されている。しかし、今回のコロナ禍により、経営状況は悪化しており、かつ、今回の指定管理者選考にあたっては、市からすこやかケア西宮事業単体としての収支に不安が示されているところである。

所管部局に関する要改善事項でも述べたように、指定管理者の経営状況は、当該公の施設を運営する事業の安定性に直結することから、現に行われている在宅強化型老健としての取組みなど、黒字化に向けての経営努力を継続されたい。

2 所管部局

要改善事項では、モニタリングに関して、指定管理者の安定性や継続性の評価に限って言及したが、それ以外の項目も含め、モニタリングマニュアルに従いさえすればよいという傾向が見受けられた。また、モニタリングマニュアルでは作成することとなっているチェックシートも作成していなかった。

さらには、指定管理者運営評価シートの作成に係る決裁文書を確認したところ、評価シートの案が添付されているだけで、評価の基となった資料は添付されておらず、かつ、その評価に至った経緯についての説明の記載はなかった。

今回は、モニタリングマニュアル自体は監査対象としていないが、モニタリングマニュアルは、各指定管理業務に共通の項目を中心に作成されるものであるため、それぞれの公の施設に適合した項目が網羅されることはありえない。したがって、所管部局としては、市全体の最大公約数的な事項を定めたモニタリングマニュアルだけに頼るのではなく、各施設の目的や態様に照らし、何が求められるかという観点で独自の評価項目を設けるなど、主体的なモニタリングに取り組まれたたい。